

工事請負契約書約款の改正に伴う対応について

令和7年12月に「第三次・担い手3法」が全面施行されたことを受け、本市発注の工事においては、令和8年4月1日以降に契約する工事から、別紙1のとおり、工事請負契約書約款を改正いたしました。

今回の改正に伴い、新たに受注者の皆様に御対応いただく事項がございますので、下記の内容を御確認のうえ、適切に御対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 対象工事

令和8年4月1日以降に契約する工事

2 主な改正内容及び対応方法

(1) 請負代金内訳書の記載事項の追加（第3条関連）

ア 改正の概要

契約締結後、工事担当課に提出する「請負代金内訳書」において、受注者が以下の項目を内訳として新たに明示することが義務付けられました。（別紙2参照）

なお、請負代金内訳書内で明示することが困難である場合等は、別紙に記載することも可能です。

(ア) 直接工事費の内訳として計上する項目：材料費、労務費

(イ) 現場管理費の内訳として計上する項目：法定福利費の事業主負担額
建退共制度の掛金

(ウ) 工事原価の内訳として計上する項目：安全衛生経費

イ 受注者で対応いただくこと

(ア) 「請負代金内訳書」の内訳に上記ア-(ア)～(ウ)に掲げる5項目（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）が明示してください。

別紙2は記載例であり、任意に作成した様式でも差し支えありません。

(イ) 発注者が、上記ア-(ア)～(ウ)の5項目が記載されていないことを確認した場合は、受注者に対し、再提出を求めますので、対応をお願いします。

(ウ) 当面の間、上記ア-(ア)～(ウ)の5項目について、次の①②の場合は、以下のとおり記載してください（別紙3参照）。

① 全てを計上できない場合：「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載

② 一部のみ計上できない場合：計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載

ただし、上記①②の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。